

令和6年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（相談支援・報酬改定編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

はじめに



次のページ以降の記載について、障がい児相談支援事業所は

「サービス利用支援」＝「障がい児支援利用援助」
「継続サービス利用支援」＝「継続障がい児支援利用援助」

と読み替えてお進みください。

機能強化型基本報酬算定の要件の追加

機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)について、次の要件が追加されます。

- 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

一体的管理運営による場合の要件の見直し

【機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)が対象】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること**又は拠点関係機関との連携体制を確保※するとともに、協議会に定期的に参画していることが必要**です。

※地域生活支援拠点等と位置付けられていなくても、所定の要件を満たし、事業所間で協定を結んで一体的に管理運営を行うこと事業所は、機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定が可能となります。

(例)各指定特定事業所に次の相談支援専門員が常勤専従で配置されている場合

A事業所：現任1名、B事業所：初任者1名、C事業所：初任者2名

⇒3事業所が一体的管理運営を行い、協力して24時間連絡体制を確保することで、機能強化型基本報酬(Ⅰ)を算定することができます。

主任相談支援専門員配置加算

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所及びその他の事業所の従業者に指導・助言を行った場合に算定することができます。

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）1

主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所の従業者に研修を行った場合に算定することができます。

●いずれの加算も、算定にあたっては、事前の届出、事業所での掲示・公表が必要ですのでご注意ください。

医療・保育・教育機関等連携加算

次の①～③のいずれかの業務を行った場合に算定することができます。

- ①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援・障がい児支援利用援助を行った場合、又は指定継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助を行った場合
- ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（月3回まで。同一の病院等は月1回。）
- ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに150単位／月）

※ 本加算において、福祉サービス等提供機関には障害福祉サービス事業所は含みません。

集中支援加算

- 居宅訪問、会議開催、会議出席（いずれも300単位／月）
 - 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（300単位／月3回まで。同一の病院等は月1回。）
 - 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに150単位／月）
- ※ 本加算の算定は、サービス利用支援費、継続サービス利用支援費の算定されない月に限られます。

各種支援体制加算

【要医療児者支援体制加算・行動障がい支援体制加算・精神障がい者支援体制加算・高次脳機能障がい支援体制加算】

●支援体制加算（Ⅰ）

指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で1名以上配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、対象となる利用者に対して前6月に指定計画相談支援・指定障がい児相談支援を行っている場合に算定することができます。

●支援体制加算（Ⅱ）

指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で配置した上で、その旨を公表している場合に算定することができます。

いずれの加算も算定にあたっては、事前に届出が必要ですのでご注意ください。

ICTの活用

次の加算の算定要件となっている「月2回以上の利用者の居宅への訪問」のうち、その一部についてテレビ電話装置等の利用による面談であっても算定可とします。ただし、月1回は訪問を要しますので、ご注意ください。

- ・ 初回加算（重ねて算定する場合）
- ・ 集中支援加算
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算
- ・ 保育・教育等移行支援加算

また、機能強化型基本報酬の算定要件である留意事項伝達会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能です。

人材の確保

- 機能強化型基本報酬を算定し、かつ、主任相談支援専門員を配置している指定特定相談支援事業所は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を、専従の相談支援員として配置することができます。
- 相談支援員は、利用者へのアセスメント等によるサービス等利用計画案の原案の作成、モニタリングの業務を担当することができます。

また、取扱件数の算出に際しては、相談支援専門員の平均員数の算定において、相談支援員一人を相談支援専門員0.5人とみなします。

以上で、令和 6 年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（相談支援・報酬改定編）を終わります。

大阪市 H P において、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

